

議案第 3 4 号

豊橋市指定有形文化財の指定について

豊橋市文化財保護条例（昭和 3 1 年豊橋市条例第 2 3 号）第 4 条の規定により、下記の文化財を豊橋市指定有形文化財に指定するものとする。

平成 2 6 年 8 月 2 8 日

豊橋市教育委員会
教育長 加藤 正俊

記

1. 豊橋市指定有形文化財の指定（2 件）

名 称	員数	所 在 地	所 有 者
木造大日如来坐像	1 軀	豊橋市魚町79 神宮寺	宗教法人 神宮寺 代表役員 永井全道
懸仏	1 面	豊橋市花田町百北 6 8 - 1 浄慈院	宗教法人 浄慈院 代表役員 山澄和彦

豊橋市指定文化財指定理由書

指定名称 木造大日如来坐像 もくぞうだいにちによらいざぞう

指定区分 有形文化財（彫刻）

員数 1 軀

時期 平安時代

所有者 宗教法人 神宮寺 代表役員 永井 全道

所在地 豊橋市魚町79

指定理由

豊橋市魚町に所在する白雲山神宮寺は、天台宗の寺院である。寺伝によると、当寺は長禅寺という禅宗寺院の廃退した跡に、慶長元年(1596)尾張国知多郡師崎の羽頭神社の別当職神宮寺の初代重信法印が再興し、神宮寺と称して天台宗に改めたとされる。その後、江戸寛永寺の末寺、明治以降は延暦寺末寺となる。

吉田藩主小笠原長矩は当寺院を吉田三ヶ寺に列し、また歴代藩主は祈願所に定め寺領を寄進するなど、多くの篤い保護を与えた。昭和20年(1945)6月には豊橋空襲に遭い全伽藍を焼失したが、昭和40年に本堂と庫裏が再興されている。

神宮寺所蔵の木造大日如来坐像は、当寺の本尊として本堂に祀られている。像高97.3cmで、定印を結んだ胎藏界大日如来坐像である。頭部は、宝髻を結び、天冠台を彫り出す。目は彫眼としている。体部は条帛をかけ、裙を巻き、腰布を付ける。材は檜で、割矧造で内刳り、頭体は一材からなり、耳後ろで前後に割矧ぎとし、両脚部を矧いでいる。現状の表面の黒い彩色は、後補の古色仕上げである。

本像の顔つきは後補の漆箔によりやや硬くなっているが、体の構えはゆったりとし、両脚部にも安定感がある。条帛は薄く、両脚の衣文も浅く、宝髻は左右に渦状に髪を巻く螺髻とするなどの特徴から、12世紀頃のものとして推測される。

なお、『三河国吉田名蹤綜録』（文化3年（1806）頃の成立）の白雲山寿命院神宮寺の項に、「神宮寺を再興しようとしていた重信の夢中に、雲谷普門寺の本尊大日如来が白雲に乗って現れ「伽藍を造りなさい、既に造り終えているのなら我を安置しなさい」と言われ、重信はこのことを普門寺に語り本尊を請うと、頂くことができた。」という説話が残されている。本像のことを伝えているものと推測されるが、普門寺側にはそれを示す資料は無い。

この木造大日如来坐像は、制作年代が平安時代後期に遡ると考えられ、全体としての保存状況も良好である。時代的に古く貴重な作であり、また当寺の歴史を知る上でも重要な資料である。市の文化財に指定して長く保存すべきものである。

参考資料 愛知県 2013『愛知県史 別編 彫刻 文化財3』



神宮寺 木造大日如来坐像

議案第34号 参考資料

豊橋市指定文化財指定理由書

指定名称 懸仏 かけぼとけ
指定区分 有形文化財（工芸品）
員 数 1面
時 期 室町時代
所有者 宗教法人 浄慈院 代表役員 山澄 和彦
所在地 豊橋市花田町百北68-1
指定理由

豊橋市花田町に所在する多聞山浄慈院は、元は浄土・律・真言・天台の四宗兼修の寺風をなしていたが、現在は浄土宗西山禅林寺派せいざんぜんりんじに属する寺院である。開山は忍誉良济上人にんよりょうさいで、下野国那須野ヶ原に地藏堂を建て浄慈庵と称していた。寛文7年(1667)に本尊押合地藏尊を携え吉田馬見塚に地藏堂を建立し、後に高須新田に移り、天和年間(1681-84)に羽田八幡宮の南側の現在地に移った。

浄慈院所蔵の懸仏は、円形の杉板を裏板として、鏡面は銅製鍛造の鏡板を施した径23.8cm、厚さ8～24mm程の大きさで、中央には本尊が別付けされる。鏡板は上部4分の1あたりで2枚をつなぎ、上方2か所には獅噛形の鑲座しがみかんざが付く。圏線けんせんや覆輪ふくりんは断面を半截管状として、それぞれ銅製の釘で留めている。

鏡面内区中央に、別製の智拳印ちけんいんを結んだ金剛界大日如来坐像を台座の上部1か所で銅製の釘により取り付けている。像は、宝冠ほうかんや眉・眼などが墨書により、条帛や台座の蓮弁などは線刻によりそれぞれ表現され、鍍金の痕跡も僅かに残る。光背は、鏡板の打ち出しにより舟形光背ふながたこうはいが表現されている。また、像上部には天蓋てんがいを付けたと考えられる釘穴のみが見られる。台座の両側には華瓶けびょうが釘で留められ、外区にも花形飾りなどが個々に釘で留められている。

裏板には、濃い墨書により「掲諦掲諦波羅／掲諦波羅僧菩提／娑婆訶／本地胎蔵界大日如来／三河渥美郡杉山北宮大明神／永享七年乙卯／二月九日」とある。また、その左側には淡くやや大きな文字（別筆）で「代五百文」と墨書されている。「掲諦掲諦波羅／掲諦波羅僧菩提／娑婆訶」は、般若心経の一節で、当懸仏を永享7年(1435)に渥美郡杉山（現豊橋市杉山町）の北宮大明神へ奉納したことが記されている。なお、墨書には「胎蔵界」とあるが、像は金剛界の大日如来坐像である。

また、この北宮大明神については杉山八幡宮末社の長杉社の前身とされ、「代五百文」については売買の価格を後筆したものと推測される。なお、第3代住職覚元が享保8年(1723)に記した由来によれば、本懸仏は数か所を渡った後浄慈悲院には宝永5年(1708)頃に納められたようである。

